

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社企業グループは、ヤマトグループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動をするとともに、コンプライアンス経営を推進しております。

そして、グループにおける経営資源を有効活用し企業価値の最大化を図ることが経営上の最優先課題の一つとして位置づけ、コーポレート・ガバナンスの取組みとして経営体制の強化と施策に対して実践しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,975,500	7.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	24,988,376	5.50
ヤマトグループ社員持株会	18,336,742	4.03
株式会社みずほ銀行	16,227,442	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,980,200	3.51
日本生命保険相互会社	14,270,653	3.14
明治安田生命保険相互会社	12,264,860	2.70
ヤマトグループ取引先持株会	9,504,769	2.09
ザバンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	7,031,901	1.55
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,033,900	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	陸運業
----	-----

直前事業年度末における（連結）従業員数	
---------------------	--

員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

グループ経営を推進するためグループ内の事業再編を行い、平成17年11月に純粋持株会社体制へ移行いたしました。
さらに、平成18年4月より、意思決定・監督機能を担う取締役と経営の執行を担う執行役員を明確に分け、内部統制の充実とよりスピーディーな経営を実践してまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩原 敏孝	他の会社の出身者											
森 正勝	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原 敏孝	○	-----	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 萩原敏孝氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号に定める要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
森 正勝	○	-----	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 森正勝氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号に定める要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、定期的に連絡会を開催し、効果的な監査を実施しております。
監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、内部監査担当部門である監査機能が内部統制の有効性について監査を実施しており、その結果については監査役に報告する体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横瀬 元治	公認会計士													
鼎 博之	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考

横瀬 元治	○	-----	えま す。 横瀬元治氏は、公認会計士および税理士とし ての財務および会計に関する専門的知識を 当 社の監査体制に活かしていただくため、選 任し ております。 〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、有価証券上場規程施行規 則 第211条第6項第5号に定める要件のいずれに も該当せず、一般株主と利益相反の生じる お それがない社外監査役であることから、独 立役 員として適任と考え、指定いたしました。
鼎 博之	○	-----	当社は、独立した立場で経営全般に対し助 言 をいただくため、当社と利害関係のない独 立性 の高い社外監査役を選任することは、公正 か つ透明性のある経営を行ううえで重要と考 えま す。 鼎博之氏は、国際弁護士としての高度な専 門 的知識を事業の海外展開を推進していく当 社 の監査体制に活かしていただくため、選任 して おります。 〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、有価証券上場規程施行規 則 第211条第6項第5号に定める要件のいずれに も該当せず、一般株主と利益相反の生じる お それがない社外監査役であることから、独 立役 員として適任と考え、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の全員を独立役員として指定し、届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成１６年定時株主総会にて役員の退職慰労金制度を廃止し、毎年の業績および成果に見合った年間報酬へ一本化しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

当社の役員の報酬等の決定に関する方針は、客観性および透明性を確保するため、社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定することとしております。取締役の報酬については、外部水準を考慮した固定報酬に加え業績を反映した業績連動報酬によって構成され、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から固定報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の指名報酬委員会運営にあたり、当社人事戦略担当部署がサポートしております。社外監査役に対しましては、当社監査担当部署がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）現状のガバナンス体制の概要

当社は、社外取締役2名を含む7名で構成する取締役会と、社外監査役2名を含む3名で構成する監査役会を設置し、業務執行に対する監督機能を強化しております。また、経営諮問会議、執行役員会議を設置し、重要事項の意思決定を迅速かつ的確に行える経営体制としております。加えて、社外取締役を中心とした指名報酬委員会において、取締役候補者の選任や取締役が受ける報酬に関する議案などを審議し、妥当性を検証することにより、経営の透明性を高めております。監査役につきましては、事後監査のみならず予防監査を強化するためには、監査役の常勤制が不可避であると考え、監査役会において常勤監査役を1名選定し、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の職務執行を監査しております。

（2）監査役の機能強化に向けた取組み状況

当社は、利害関係のない独立性の高い社外監査役を2名選任しており、2名はいずれも財務・会計に関する知見を有しております。また、監査役を補助するスタッフを1名配置することにより、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制とし、監査役の機能強化に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. に記載のとおり、当社の取締役会および監査役会は十分機能を果たしており、現状のガバナンス体制は当社にとり最適であると考え、採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間以上前の発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成18年より集中日を避けた開催をしております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンと携帯電話を利用した議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会など定期的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に北米、欧州、アジアの海外投資家を訪問し経営方針を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、ニュースリリース、有価証券報告書および四半期報告書等、決算説明会資料、株主総会招集通知、決議通知および議決権行使結果。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR戦略担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業理念の企業姿勢のなかで、「ヤマトグループは株主、お客様、地域の皆様、パートナー、社員とのコミュニケーションを広く行い、互いの共存共栄を実現します。」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ企業理念にのっとり「安全」「環境」「社会」「経済」の4分野を軸として展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ企業理念の企業姿勢のなかで、「ヤマトグループは、常に正確で迅速な情報開示を行い、社会から信頼される「開かれた企業」をめざします。」と規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「グループ企業理念」を制定するとともに「コンプライアンス

宣言」を行う。代表取締役はこれを全取締役に周知徹底するとともに、全取締役はこれに基づき業務を執行する。

(2) その徹底をはかるため、グループ全体のコンプライアンスの統括を担当する執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置

し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取り組みを横断的に統括する。委員長はグループ各社の状況を把握し、取締役会に報告す

る。

(3) 取締役のコンプライアンス違反行為については、社員が直接情報提供を行えるよう、内部通報制度を整備する。

(4) 「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底すること

を宣言し、担当業務を行う人員をCSR担当部署に配置する。CSR担当部署は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、

反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は組織規程および組織運営規程において文書の保存年限、責任部署を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等

の議事録を作成のうえ保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) グループ全体のリスク管理の統括を担当する執行役員（コンプライアンス統括担当執行役員と兼務）を配置し、担当業務を行う人員をCSR担

当部署に配置する。

(2) グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定する。

(3) グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および大会社にリスク管理担当部署と責任者を設置する。当社のCSR担当部署

が統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化をはかる。

(2) 取締役会を月1回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は常勤取締役、常勤執行役員、監査役会を代表する監査役で構成さ

れる経営諮問会議で議論、検討を行う。

(3) 取締役会および執行役員会議決議に基づく業務執行は、組織規程において執行手続およびその責任者を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス経営を実践するため、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として作成し、その文書の配布と教育を実施す

る。

(2) 内部監査部門を設置し、グループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。

(3) 「コンプライアンス・リスク委員会」の定時開催により、法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。

(4) 内部通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各社における業務の適正を確保するため、「グループ企業理念」を制定する。グループ各社はこれに基づき諸規程を定め、業務を執

行する。

(2) グループ各社の経営管理については、純粋持株会社としての当社がグループ会社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行す

る。

(3) グループ会社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または執行役員会議において事前

承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部署に報告するものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査担当部署が監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認めた人員を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を

得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を文書にて遅滞なく報告する。
- (1) 取締役および使用人による法令、定款違反および不正の事実
 - (2) 内部通報により知り得た重要な事実
 - (3) その他当社およびグループ会社に重要な損失を与える恐れがある事実
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は取締役会の他、経営諮問会議、執行役員会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることとする。
 - (2) 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。
 - (3) 監査担当部署が実施した内部監査については、実施状況および結果を監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携をはかる。
 - (4) 当社およびグループ会社の監査役をもって構成するグループ監査役連絡会において、グループ会社間の情報交換や連携をはかる。
 - (5) 監査担当部署に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、監査役の監査について円滑な遂行をはかる。
 - (6) 当社の会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業グループは、社会から広く信頼される企業グループであるために、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、かねてよりグループ内に専門部署を設置しております。また、この専門部署は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

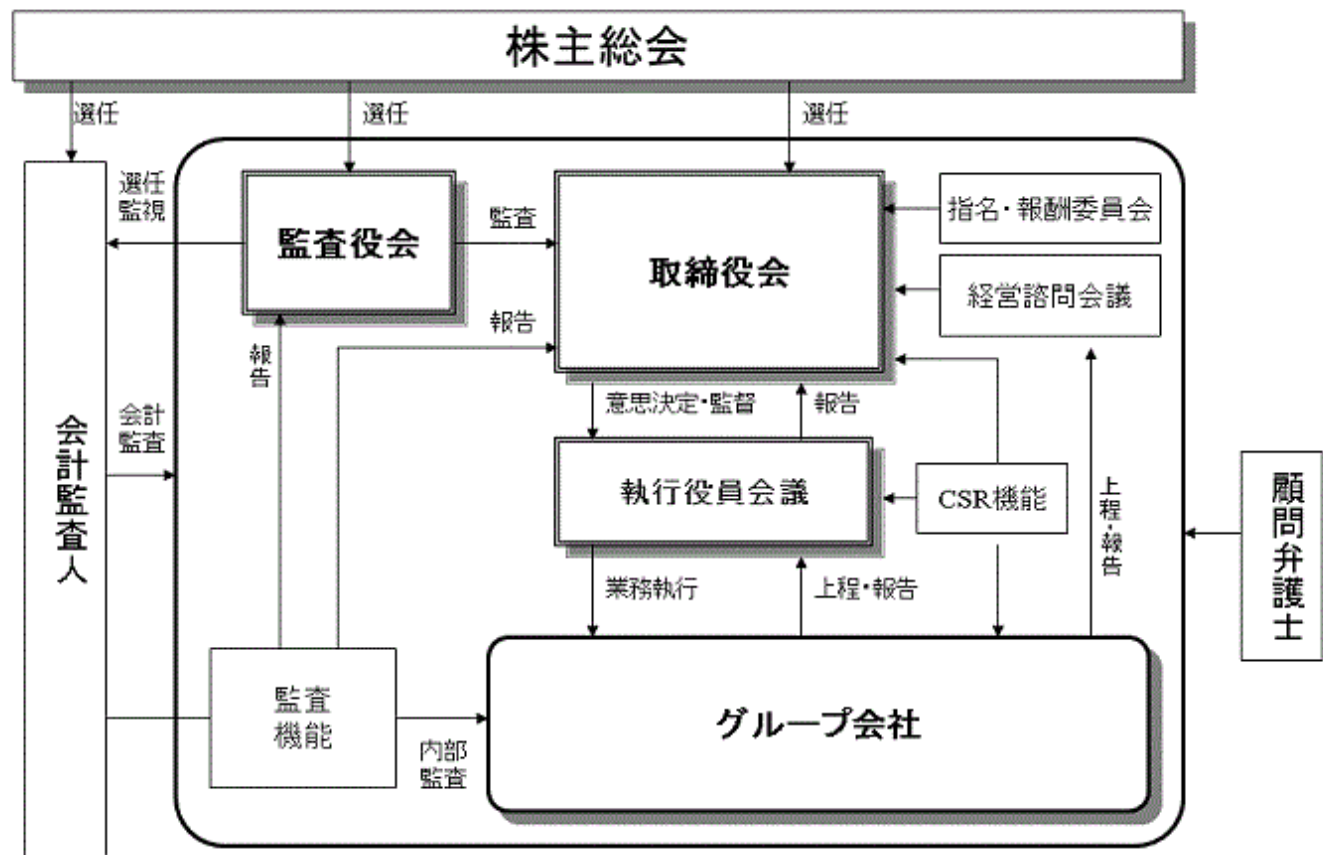
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 適時開示体制の概要
1. 適時開示に係る企業姿勢
当社企業グループは、「グループ企業理念」を制定し、さまざまなステークホルダーの皆様に対し社会的責任を有していることを認識し、適時適切な情報開示に努めております。
2. 情報の集約
当社では、グループ会社のすべてにおける決定事実および発生事実に関する情報については広報担当部署が、決算に関する情報については財務・IR担当部署が、それぞれ情報管理責任部署として情報を集約しております。
3. 情報の適時適切な開示
当社では、有価証券上場規程が定める開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会の承認をもって情報開示をしております。ただし、緊急を要する場合には、代表取締役の判断によって情報開示がなされます。情報開示にあたっては、決定事実および発生事実に関しては広報担当部署が、決算情報に関しては財務・IR担当部署が開示を行っております。
4. 社内体制のチェック機能
- (1) 内部監査機能
当社では、監査担当部署およびグループ会社の内部監査部門を通じ、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関し提言するとともに、その検証結果について代表取締役に報告する体制を構築しております。
 - (2) コンプライアンス・リスク委員会

当社企業グループは、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけており、コンプライアンスが実践されているかを調査するために、コンプライアンス・リスク委員会およびCSR担当を設置しております。当委員会は、是正事項が発生した場合には、当該部署の責任者に対して指導・勧告を行うとともに、その調査結果を代表取締役まで随時報告する体制を構築しております。



情報開示体制

